

# 神奈川県火薬類取締法許認可等審査基準

平成 29 年 3 月 23 日  
工 保 第 33492 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 製造（第 2 条）
- 第 3 章 貯蔵（第 3 条～第 7 条）
- 第 4 章 譲受・消費（第 8 条～第 10 条）
- 第 5 章 譲渡（第 11 条）
- 第 6 章 雑則（第 12 条）

## 附則

神奈川県火薬類取締法許認可等審査基準を次のように定める。

### 神奈川県火薬類取締法許認可等審査基準

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この基準は、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号。以下「法」という。）に基づく許認可等に必要な事項を定めることにより、神奈川県内の火薬類による災害を防止し、もって公共の安全をより一層、確実なものとするを目的とする。

#### 第 2 章 製造

##### （製造施設）

第 2 条 製造施設は、次の各号に適合するものであること。

- (1) 施設内に水が滞留しにくい構造とすること。
- (2) 火薬類の製造中に静電気により爆発又は発火するおそれのある火薬類を取り扱う機械、器具、作業台等の設備について、静電気を有効に除去する措置を接地で行う場合は、その接地抵抗は 100 オーム以下とすること。
- (3) 静電気により爆発又は発火するおそれのある火薬類を取り扱う危険工室等には、身体に帯電した静電気を除去するための設備を、人が立った状態で容易に手が触れる位置に設置すること。また、当該設備の静電気を除去する措置を接地で行う場合は、その接地抵抗は 100 オーム以下とすること。

#### 第 3 章 貯蔵

##### （二級火薬庫の構造及び設備）

第 3 条 地上に設置する二級火薬庫は、その構造及び設備について、火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号。以下「省令」という。）第 24 条第 2 号、3 号、8 号及び 11 号の基準により設置すること。

(警鳴装置及び自動通報装置)

第4条 火薬庫には、警鳴装置及び自動通報装置を設置すること。ただし、がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫については、この限りではない。

(火薬庫までの距離)

第5条 販売業者は、販売店から60km以内程度又は自動車で1時間以内程度に到着することができる範囲内に火薬庫を所有し、又は占有すること。

(競技用紙雷管の貯蔵場所の指示願)

第6条 競技用紙雷管、建設用びょう打ち銃空包、模型ロケット推進器及びその点火具を販売する者で、法第13条ただし書きの規定による火薬庫の所有又は占有しないことの許可を受けるものは、省令第15条第1項の表(8)の数量に関わらず、火薬類取締法施行細則(昭和36年神奈川県規則第16号)第2条で定める火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示願を知事に提出すること。

(火薬庫外火薬類貯蔵場所指示願の変更)

第7条 火薬庫外火薬類貯蔵場所の設置者は、代表者及び社名の変更があったときは、火薬庫外火薬類貯蔵場所指示願変更報告書を提出すること。ただし、新法人の設立、指示場所の移動、火薬類の種類又は数量の変更及び省令第15条第1項の表の該当番号変更の場合は、新たに火薬庫外火薬類貯蔵場所指示願を提出すること。

#### 第4章 譲受・消費

(建設用びょう打ち銃用空包の譲受数量)

第8条 建設用びょう打ち銃用空包の譲受数量については1回の許可申請に当たり、10,000個以内とすること。この場合において、その原料となる火薬又は爆薬が空包1個当たり0.4グラム以下のものにあつては、その空包の数量2個を1個として換算する。

(火薬類譲受消費申請者と取扱保安責任者の雇用関係の書面)

第9条 火薬類譲受・消費許可の申請にあたって、取扱保安責任者を選任する場合、その雇用関係を明らかにする書面を提出すること。

(煙火消費の報告)

第10条 煙火の消費許可を受けた者は、煙火の消費終了後、すみやかに煙火消費中及び終了後の状況を書面により知事に報告すること。

#### 第5章 譲渡

(火薬類の譲渡期間)

第11条 火薬類の譲渡期間は、許可を受けた日から1ヶ月以内とする。

## 第6章 雑則

(許可証の返納)

第12条 火薬類を消費又は輸入したときは、すみやかに許可証を返納すること。

附 則 (平成29年3月23日工保33492号)

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

本基準の施行の日に現に存する製造施設及び火薬庫については、なお従前の例による。